

令和6年度山鹿の栗実態調査業務に係る公募型プロポーザル  
実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

山鹿市は、西日本一の生産量を誇る和栗の産地であり、昭和初期からの農家の努力で良質な栗が栽培されている。また近年の全国的な和栗ブームにより、需要だけでなく、農家の新植や改植も増え、今後さらなる盛り上がりが期待されるが、その一方で農家の高齢化が喫緊の課題である。

「日本一、和栗で稼げる山鹿市」に向け、高齢化をはじめとした栗農家が抱える課題に対する支援策や「やまが和栗」のブランド確立のための施策を検討するための基礎的なデータの収集を目的として、本市における栗栽培の実態調査を実施するもの。

(2) 業務名

令和6年度山鹿の栗実態調査業務

(3) 業務内容

1 令和6年度山鹿の栗実態調査

(1) 調査対象 山鹿市内で栗を栽培する者

(2) 調査方法 郵送、聞き取り等による調査

(3) 回収率 栗栽培面積の実態を把握するため100%とする。

(4) 調査項目

ア 山鹿市全体、旧市町、行政区、品種別の栽培面積、本数、出荷先、出荷額

イ 経営状況に関すること

a 主たる従事者の氏名、年齢

b 従たる従事者の氏名、年齢

c 管理する栗の木の樹齢

d 栗以外の収入の割合

e 事業継続の意向

f 後継者の有無

ウ 栗農家への支援等に対する要望

2 栗農家台帳の作成

(1) 栗農家毎の個票

ア 栗農家毎に調査項目ア～ウを整理したもの

(2) 集計表

ア 調査項目ア～ウについて、地域別（市全体、旧市町、行政区、品種別）に

整理した集計データ。

### 3 その他和栗の振興に必要な事項

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

#### 2. 業務に要する費用（見積限度額）

3,000,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とします。

### 3. 参加資格

- (1) 本市に、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されている又は登録が見込まれること。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年5月24日（金）午後5時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。  
※ 質疑への回答は随時行う

### 5. プロポーザル参加表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①プロポーザル参加表明書（様式2）
- (2) 提出期限等
  - ①提出期限：令和6年5月31日午後5時00分まで（必着）
  - ②提出場所：山鹿市役所農林部農業振興課
  - ③提出方法：プロポーザル参加表明書（様式2）により押印後、PDFファイルに変換し、電子メールにて提出すること。

### 6. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部

ア 会社概要（様式4）

イ 技術者の概要（様式5）

ウ 業務実績調書（様式6）

エ 担当技術者調書（様式7）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8）

カ 再委託調書（様式9）

※ 再委託する場合のみ

キ 工程表（様式10）

ク 企画提案書（任意様式）

ケ 参考見積書（任意様式）積算内訳について明記すること。

※ 原本には代表者印を押印のうえ提出すること。

## （2）提出期限等

① 提出期限：令和6年6月7日（金）午後5時00分まで（必着）

② 提出場所：山鹿市役所農林部農業振興課

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### （1）第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以内である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和6年6月14日（金）予定

### （2）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(2)で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和6年6月21日（金）予定

### （3）審査結果の通知

#### ① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒ

アリング等を実施する旨を、電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電子メールにより通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 業務実績・技術者 5点
- (2) 企画提案の内容・実施体制 5点
- (3) 参考見積書 5点
- (4) ヒアリング等の内容（第2次審査時） 85点

9. 日程

項目等	期日等
公示（実施要領等の公表）	令和6年5月7日（火） ※本市ホームページ掲載
質問受付締め切り	令和6年5月24日（金）17時まで（必着） ※質疑への回答は随時行う。
参加表明書提出期限	令和6年5月31日（金）17時まで（必着）
企画提案書提出期限	令和6年6月7日（金）17時まで（必着）
1次審査	令和6年6月14日（金）（予定）
審査結果通知	令和6年6月17日（月）（予定）
2次審査	令和6年6月21日（金）（予定）
審査結果通知	令和6年6月下旬（予定）
契約締結	令和6年6月下旬（予定）
業務開始	令和6年7月上旬（予定）

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（見積限度額）を超過したもの

## 1 1. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

## 1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、山鹿市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とします。

- (7) 企画提案者が1者のみの場合においても、市が適当と認める場合には受託候補者とする。

## 1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592

熊本県山鹿市山鹿987番地3

山鹿市役所 農林部 農業振興課 やまが和栗ブランド係

TEL:0968-43-1556 FAX:0968-43-8795

MAIL:nshin@city.yamaga.kumamoto.jp